

第4回「キリスト教と福祉の研究会」2020年2月10日(月) 13:00-15:30 FCC セミナー室1

テーマ:子どもの人権と聖書・教会

元児童養護施設職員・生活保護法関連施設相談員(社会福祉士・精神保健福祉士・保育士)

日本福音キリスト教会連合 キリスト教朝顔教会会員 村田紋子

はじめに

◇霊的形成とは必然的に社会的である。

◇ソーシャル・ミニストリーとエバンジェリズムは神の御国建設のために等しく 必要です。ソーシャル・ミニストリーは伝道をやりやすくするための単なる道具ではありません。エバンジェリズムはソーシャル・ミニストリーの単なるおまけではありません。ソーシャル・ミニストリーとエバンジェリズムはイエスの教えの中の車輪の両輪なのです

- ・「正しく両輪とするために」何が必要なのだろうか。
- ・重要なことのひとつが「聖書」を人権の視点から読むということではないか。
- ・私たちが「差別する」「抑圧する」側にならないためにはどうしたらよいだろうか。
「ソーシャルワーカーとは、人々に対する差別や抑圧に向き合い、人権を守らなければならない。しかし細心の注意を払わなければ、私たちが支援すると言いながら差別する、抑圧する側にすなわち人権を侵害する側に回ることになる。」
- ・なぜキリスト教主義を掲げる団体や個人に、不祥事や専門性が低いことが多いのだろうか。
「信仰」や「愛」、時には「みことば」が、人を傷つけたり、不祥事を隠すために、なぜ、使われてしまうのだろうか。
- ・1990年代からの「施設内虐待」 千葉県「恩寵園事件」をきっかけに、深刻さが顕在化した。
「今現在の教会」も、子どもたちと正しく向き合っているのか常に問う必要がある。

I. 現代社会における子どもの課題

1. 少子化

想定上の速さで少子化が進行。2019年出生数推計は86万人。90万人割れが想定より2年早い。

※厚生労働省「令和元年人口動態統計の年間推計」

2. 貧困

- ・「相対的貧困」とは：社会で当たり前と思われている生活が難しい状態。(阿部)
 - ・「子どもの貧困率」とは、18歳未満の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線(112万円)に満たない子どもの割合をいう。2015年 子どもの貧困率 13.9% 子どもの7人に一人が貧困状態にある。
- ※内閣府「子供の貧困対策マッチングフォーラム in 姫路」資料 平成30年2月

3. 子ども虐待

(1) 児童相談所での児童虐待相談対応件数

- ・1990年度 1,101件⇒2018年度 159,850件(過去最多 前年度比119.5%)
- ・市区町村では2016年度 約10000件

※参考 2016 年度

児童相談所虐待相談対応件数 133778 件⇒一時保護 21268 人⇒施設・里親への措置 4579 人

※平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数及び「通告受理後 48 時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検の結果」2019 年 8 月 1 日/厚生労働省「子ども家庭局市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について」H30 年 11 月

※市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について 平成 31 年 1 月 厚生労働省子ども家庭局

(2) 虐待により亡くなる子どもの数

- ・厚生労働省調査では年間 80~100 人程度。6 割が乳児。
- ・日本小児科学会調査では 350~500 人と推定。(2016 年 3 月)

※厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 15 次報告)2019 年 8 月

※子どもの死亡登録・検証委員会報告「パイロット 4 地域における 2011 年の小児死亡登録検証報告」日本小児科学会雑誌 120 巻 3 号

参考：子どもの死亡原因と人数 各 1 位

0 歳児 先天奇形等 617 人、1~4 歳 先天奇形等 151 人

5~9 歳 悪性新生物 81 人 10~14 歳 悪性新生物 15~19 歳 自殺 503 人

※厚生労働省「平成 30 年(2018)人口動態統計月報年計(概数)の概況」

(3) 虐待相談件数が示すもの

- ・「虐待」に対しての社会の目が養われ通報が増えたという一面もあるが、自由主義社会の進展に伴って家族が壊れ虐待実数が増えているとの指摘もある。

II. 子どもをどうとらえるか~子どもの「発達」「虐待」「権利」の観点から~

1. 子どもの発達 ~「育てられる者」と「育てる者」~

(1) 愛着関係

- ・安全基地としての「育てる者」に「くっつく」ことによって、子どもは恐怖や不安を低減させ、外界へ出ていくエネルギーを得る。「育てる者」による「タイミングの良い応答」「抱きかかえ」が重要。

(鯨岡)

(2) 愛着関係によって子どもが獲得するもの

①基本的信頼感(「私は生きていてよい」「この世界は安心できるところだ」)

⇒自尊心・感情・私としての「まとまり」・他者との関わり

②外界の知識(「安全基地」を起点にした「探索活動」)

③社会的規範(適切な行動・善悪の判断等の基準を「育てる者」から愛着関係の中で取り込む。

厳しく躰ければよいわけではない。)

④トラウマからの防波堤(杉山登・青木)

親と一緒に空襲後の街を歩かざるを得なかった子どもより、親から引き離されて疎開した子どもたちの方が心的外傷が深かった。(B・ヴァン・デア・コーク)

2. 子どもの虐待

(1) 虐待の定義

①「児童虐待防止法」による虐待の定義

- ・身体的虐待 ・養育放棄（ネグレクト）（同居者の虐待を放置することも含む）
- ・心理的虐待（DVを子どもが目撃するということも含む）
- ・性的虐待（ポルノ写真の被写体とすることも含む）

②マルトリートメント（不適切な養育）

- ・親が、自分自身の欲求や必要のために、不適切に子どもに力を行使する。（西澤）
- ・子どもの心身への甚大な影響あり。「脳」も委縮する。（友田・杉山登）⇒きちんとした「手当」が必要。

虐待 (子どもの生存・発達に害になることをする)		ネグレクト (子どもの生存・発達に不可欠なことをしない)
身体的虐待（暴力等）	見える	身体的ネグレクト (安・医療・衣食住を 提供しない)
性的虐待 教育虐待	見えない	心理的ネグレクト (必要な刺激・愛情・認知・教育等を 与えない)

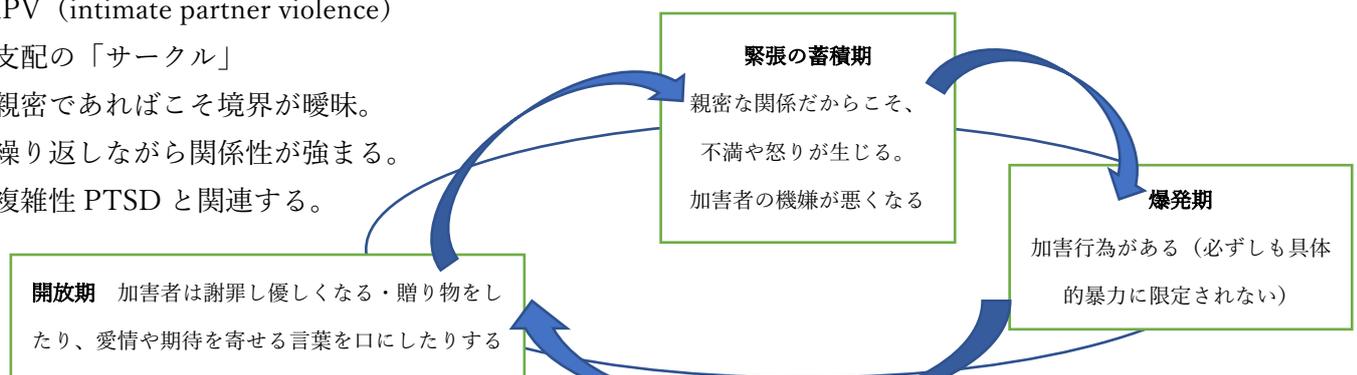
(2) 虐待とは何か～「トラウマと PTSD」・「IPV(親密関係における暴力)」・「愛着障害」の視点から～

①「トラウマ（心的外傷）」と「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」

- ・「PTSD」の特徴：想起（フラッシュバック）・回避や麻痺・過覚醒・再現性・感情調整の困難等。
- ・アディクションはトラウマの「自己治療」ともいわれる。
- ・事故や災害等による「単純性 PTSD」と子ども虐待やDV等による「複雑性 PTSD」がある。
- ・トラウマの治療：「再体験」「解放」「再統合」→「自分でコントロールできる過去のものがたり」によりみかえていく。身体のケアも極めて重要。（B・ヴァン・デア・コーク）

②IPV（intimate partner violence）

- ・支配の「サークル」
親密であればこそ境界が曖昧。
繰り返しながら関係性が強まる。
- ・複雑性 PTSD と関連する。



- ・加害者に、被害者が「主体的に近づく・なついている」ように見えたりする。
- ・被害者は「暴力」「支配」を「愛情」と混同・錯覚することが多い。
⇒同じ関係性を他の人間関係でも再現する。
- ・被害者の「不安」「自責」「葛藤」を理解して支える必要がある。

③「愛着障害」

- ・養育者との関係性の中で獲得していくべきものが獲得されない。
⇒安心感に基づいた肯定的な自己認知・世界観がない。
- ・「基底欠損」(青木) ⇒人格上の様々な問題を呈する。

(3) 虐待と身体～脳の変化

①虐待の脳への影響

- ・体罰⇒前頭葉(衝動性コントロールに影響) ・性虐待⇒視覚野 ・暴言⇒聴覚野 など(友田)

②虐待と発達障害

- ・双方向の関係がある。発達障害を持った子どもが、育てにくさから虐待を誘発してしまうことがある。また虐待によって、発達障害と似た症状がひきおこされてしまうことがある。
- ・発達障害は認知数が増えているというより、発生が増えていると言われている。(杉山)

※発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害、吃音(症)等が含まれる。脳の一部の機能に障害があるという点が共通する。/「DSM-5(米国精神医学会精神疾患・精神障害の分類マニュアル)」(2013年)では、アスペルガー症候群」という障害名はなくなり「自閉症スペクトラム」に統一された。

(4) 虐待の予後

①様々な生きづらさや社会的排除につながる

- ・精神疾患や独特の人格変化、または再被害化や・加害の連鎖等が生じる場合がある。

※パーソナリティ障害

厚生労働省「知ることから始めよう～みんなのメンタルヘルス」:「大多数の人とは違う反応や行動をすることで本人が苦しんでいたり、周りが困っているケースに診断される精神疾患」「認知(ものごとの捉え方や考え方)や感情、衝動コントロール、対人関係といった広い範囲のパーソナリティ機能の偏りから障害(問題)が生じるもの」「他の精神疾患を引き起こす性質がある。」

②虐待による社会的損失 2012年度 1.6兆円

- ・虐待に対応する児童相談所や市町村の費用、保護された子どもが暮らす児童養護施設などの直接費用と虐待の影響が長期的にもたらす生産性の低下などの間接費用に分類。直接費用は1千億円。間接費用としては、自殺による損失▽精神疾患にかかる医療費▽学力低下による賃金への影響▽生活保護受給費▽反社会的な行為による社会の負担——など様々な項目について、他国の研究事例を参考にしながら推計。社会的損失は計1兆5336億円。※大久保真紀 朝日新聞デジタル 2013年12月9日
- ・現在刑務所に入る受刑者にはかなり高率に被虐待体験が認められる。

※全国8庁の女子刑務所及び一部の男子長期受刑刑務所への調査

身体的暴力:女子7割・男子5割以下・性的暴力:女子半数弱・男子1割以下

※小島・佐々木・橋本(2012)「女子受刑者の処遇に関する研究について」『刑政』123(5)2012年

- ・長期重罪犯刑務所だけでなく、初犯刑務所でも被虐待歴は高い。刑務所の中では「認知行動療法」により、再犯防止を試みているが、PTSD等の症状を持っている者には効果が薄い。後述のアリス・ミラーの考え方による新しい再犯防止策も試みられている。(坂上・岡本・杉山春)

Ⅲ. 子どもの権利～到達点としての「子どもの権利条約」～

子どもの保護、養育に関わる理念は、1924年のジュネーブ宣言以降、児童の権利宣言などを経て、批准国の国内法を規定する条約として、子どもの権利条約に到達した。

1. 子どもの権利条約の起点～ヤヌシュ・コルチャックの思想

- ・「子どもを一人の人間として尊重しなさい。子どもは「所有物」ではない。」
- ・子どもは幸福になる権利を持っている。子どもの幸福無しに、大人の幸福はあり得ない。
- ・子どもはすでに人間である。
- ・1989年国連総会にて採択。日本批准は1994年⇒児童福祉法改正等諸施策につながる。

○この時代に、なぜコルチャック先生が、このような思想を持ちえたのかは、勉強中です。

2. 4つの権利とおとなの責任

(1) 「生存」・「発達」・「保護」・「参加」

- ・子どもの意見表明権を尊重していることが特徴。
- ・子どもに4つの権利を保障することによって、子どもは「安心（暴力にさらされない・支配されない）」「自由（自己決定権）」「自信（自尊感情・自己肯定感）」を実現することができる。（森田）

(2) おとなの責任

- ・条約には「子どもを適切に導く」「子どもを有害情報から守る」等おとなの責任も明記されている。
- ・「権利条約」を基本理念として明記した改正児童福祉法が、2015年成立。批准後22年を要した。
- ・子どもの権利を正しく認めないことが、虐待の土壌になっている。

Ⅳ. 教会の課題～子どもたちと向き合うために必要なことは何か～

1. 教会の中で感じてきたこと

(1) 教会の中での様々な体罰 思い出す4つのできごと

◎体罰は有効？

- ・ことばが通じない時期は、理解させるために必要。
- ・やってはいけないことを、本当に分からせるためには痛みが必要。
- ・何時も叩いたりしてはいけないが、本当に悪いことをしたときには、体罰をしてよい。
おとながメリハリをつけて用いるならば有効。
- ・おとなとの信頼関係や愛情があれば、体罰を通して真意が伝わる。
- ・叩いた後に、きちんと説明する等のフォローが適切であればよい。

○このすべての意見に、綿密に反駁してみましょう。

(2) 子どもへの暴力や抑圧について

アリスミラー（スイスの精神分析家 1923~2010）

- ・「魂の殺人」において、ヒトラーの少年時代の教育について分析。
子どもたちへの体罰、虐待、大人への服従の強要に、「宗教教育」も関与していたことを指摘。
- ・「過去の被害体験を語り、感情を取戻し、エモーショナルリテラシー（感情を適切に取り扱う能力）を得ることが全人的変容には極めて重要」「暴力を受けた子どもは、暴力を自分自身や社会に返す」

- ・当時の「シュレーバー教育」：「悪い子どもは罰せられる」「目上の者には絶対服従」「忍耐の強要」
- ・「耐え忍ぶ」「どんなことでも感謝する」「神様に喜ばれないといけない」と考え、気持ちに蓋をしてみることがある。・本心を抑圧することで「怒り」に転化される。
- ・怒りを含めた「感情」を、人とのつながりの中で受け止め直し、大切にすることが人としての回復の第一歩。(岡本)

(3) 「性的マイノリティ」の方々について

- ・「性的マイノリティ」とは、「性志向(どのような性別の人を愛するか)」「性自認(自身の性をどのように認識するか)」ということに関しての少数者を指す。主に「LGBT」：「L」女性の同性愛者(Lsbian)、「G」男性の同性愛者(Gay)、「B」両性愛者(Bisexual)、「T」こころの性とからだの性との不一致(Transgender)であり、人口の8%との調査がある。その他「男女どちらにも恋愛感情を抱かない人」や「自分の性が分からない」「決められない」等の人もいる。
- ・性的マイノリティの人々は様々な差別や偏見、嘲笑にさらされやすく、自殺リスクが高いことも指摘されている。
- ・教会は「同性愛は罪だ」と言ってよいのだろうか。「状態」を罪としていいのか。
- ・環境問題が子どもの心身にも影響を及ぼしている。丁寧な論議が必要。

※内分泌かく乱物質(環境ホルモン)による影響⇒雄が雌化する

※エピジェネティクス「脳科学辞典」：DNAの配列変化によらない遺伝子発現を制御・伝達するシステムおよびその学術分野のこと。すなわち、細胞分裂を通して娘細胞に受け継がれるという遺伝的な特徴を持ちながらも、DNA塩基配列の変化(突然変異)とは独立した機構である。このような制御は、化学的に安定した修飾である一方、食事、大気汚染、喫煙、酸化ストレスへの暴露などの環境要因によって動的に変化する。エピジェネティクスは、遺伝子と環境要因の架け橋となる機構であると言える。

※「発達障害のエピジェネティクス病態の最新理解」日本生物学的精神医学会誌 26 巻 1 号 2015 年
喫煙、飲酒や様々な汚染物質が、一部の発達障害の発現の要因となっている。

※石牟礼道子「海が汚される時、子宮も汚される」

※中西絵里「LGBTの現状と課題 — 性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き —」
立法と調査 No.394 2017 年 11 月

なお「性同一性障害」とはトランスジェンダーの中の医療的ケアを必要とする人を指す。

※特集「性的少数者の自殺リスク その背後にある生きづらさとは」

TOKYO 人権 第 57 号 (平成 25 年 2 月 28 日発行)

2. 教会の中の課題

- ・子どもに関わることは、親密な関係の中であればこそ、余計に話し合うことが難しい。
- ・神の家族 家族だからこそいえなくなる。
- ・「信仰」や「みことば」が絡むと、さらに難しい。

「鞭を惜しむな」「親に従いなさい」「苦しみに耐えなさい」 etc.

3. 「子どもの人権」の視点から聖書を読むために

(1) 「自己覚知」を通して読む

- ・「信仰」の吟味を。アディクションまたは「回避」としての「宗教」？

※嗜癖（アディクション）

- ・「その行為をやめようと思ってもやめられない一種のコントロール障害」（山本）
- ・トラウマ体験に対する一種の自己治療と言われる場合もある。

参考：物質嗜癖・乱用（薬物・アルコールなど）②プロセス嗜癖（ギャンブル・買い物・暴力など）

③摂食障害（①と②の合間）④人間関係嗜癖（世話焼き・愛情・役割・異性など）（山本・長坂）

(2) 現場の「チームワーク」の中で読む

①チームワークの重要性

- ・「否認（正常化の偏見）」をチームで乗り越え、「何が起きているか」「どう対処すべきか」、様々な知見を以て判断する必要がある。

「ピースキーパー」になってはならない。（「大丈夫」「何でもない」といって否認を強化する人）

- ・「足りないところを支えあう」「二次受傷を防ぐ」という側面もある。
- ・「人権」とは何か、教会の働きを省み、考えるきっかけを与えられる。
- ・今までの仕事の中から～

社会の他の方々とチームワークを組める柔軟性を。

「知恵」を願い求める謙虚さを。「信仰」があるから優れているわけではない。

②支援者側の加害者を防ぐ～教会の中の「性虐待」

- ・性虐待は「沈黙の虐待」と呼ばれ、非常に影響が深く予後が悪い。
- ・子どもと関わる職業や場所では、親しく接するおとなからの「性虐待」に常に細心最大の注意が必要。
- ・加害者は、周囲のおとなを安心させるように行動し、子どもに接近する。「自分に対する評価」を得ようと画策するため「一人働き」をすることが多い。

周りのおとなが加害者と普通に接したり評価したりすることで、子どもはさらに沈黙を強いられる結果となる。

- ・カトリック教会の聖職者からの性虐待⇒「プロテスタント教会には関係ない」でよいか。
- ・学校現場でのセクシャルハラスメントやわいせつ行為での処分者が、2018年度は過去 282 人

※ 毎日新聞 2020年1月12日 <https://mainichi.jp/articles/20200120/k00/00m/040/001000c>

※ 韓国映画「トガニ」2011年 障害児施設での職員による性虐待及び地域での隠蔽の実話に基づく。

主犯者を教会が（ピースキーパーとして）かばう場面がある。

※ 村田紋子「児童養護施設における「養育者」による性的虐待防止の方策について～被措置児童等虐待の現状分析からの考察～」小田原女子短期大学紀要 45 2015年3月

さいごに

「共同体としての神のかたち」

- ・神様との「生きた交わり」/神の「共同体」（他者との同調・つながり）の中での回復/食卓と布団

参考文献

◆子どもの貧困について

阿部彩「子どもの貧困」岩波新書 2008年/「弱者の居場所がない社会」講談社現代新書 2011年

◆子どもの育ち・発達障害について

鯨岡峻「『育てられる者』から『育てる者』へ～関係発達の視点から～」日本放送出版協会 2002年

青木省三「僕のこころを病名で呼ばないで」筑摩書房 2012年/「ぼくらの中の発達障害」

ちくまプリマー新書 2012年

杉山登志郎「子ども虐待という第四の発達障害」学習研究社 2007年/「発達障害のいま」講談社現代新書

2011年/「子育てで一番たいせつなこと～愛着形成と発達障害～」講談社現代新書 2018年

田中康雄「発達支援の向こうとこちら」日本評論社 2011年

◆子どもの虐待について

大久保真紀 連載記事「子どもへの性暴力」2019年12月5日～

朝日新聞デジタル <https://www.asahi.com/articles/ASMCW4FHDMCWUTIL022.html>

白川美也子「赤ずきんとオオカミのトラウマケア～自分を愛する力を取り戻す『心理教育』の本」

アスク・ヒューマンケア 2016年

杉山春 「ルポ虐待～大阪二児置き去り死事件」ちくま新書 2013年

坪井節子「子どもたちに寄り添う」いのちのことば社 2007年

D・ダットン「虐待的パーソナリティ～親密な関係性における暴力とコントロールについての心理学」

明石書店 2011年

友田明美「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版新書 2017年

西澤哲「子どものトラウマ」講談社現代新書 1997年/「子ども虐待」講談社 2010年

森田ゆり「しつけと体罰」童話館出版 2003年/「岩波ブックレット No. 625 新・子どもの虐待

～生きる力が侵されるとき～」岩波書店 2004年

L・バンクロフト「DV・虐待加害者の実体を知る～あなた自身の人生を取り戻すためのガイド」

明石書店 2012年

◆子どもの非行について

岡本茂樹「反省させると犯罪者になります」新潮社 2013年

田淵俊彦「発達障害と少年犯罪」新潮新書

宮口幸治「ケーキの切れない非行少年」新潮新書 2019年

◆「子どものその後」について

アリス・ミラー「魂の殺人」新曜社 1983年/「沈黙の壁を打ち砕く」新曜社 1994年

岡本茂樹「無期懲役囚の更生は可能か～本当に人は変わることはないのだろうか～」晃洋書房 2013年

坂上香 「ライファーズ 罪に向きあう」みすず書房 2012年

山本由紀編著・長坂和則著「対人援助職のためのアディクションアプローチ～依存する心の理解と生きづらさの支援」中央法規 2015年

B・ヴァン・D・コーク「身体はトラウマを記録する～脳・心・体のつながりと回復のための手法」紀伊国屋書店 2016年